議案第６５号

区議会提出議案に関する意見聴取
（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１０日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

（提案説明）
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

世教総
第 246 号
8.11.-4
世田谷区教育委員会
収 受 印

８世総第４８７号
令和８年１１月４日

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之　様

世田谷区長　保 坂　展 人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第２９条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

１　件　　名
（１）職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（２）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（３）幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
（４）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

２　案　　文
別紙のとおり

３　提案議会
令和８年第４回世田谷区議会定例会

４　回答期限
令和８年１１月１０日（火）

５　担　　当
総務部総務課総務係　小林　内線２０６４

議案第　　号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　学校教育法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年１２月世田谷区条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第５条中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号 （派遣職員の復帰時における処遇） 第５条　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）（幼稚園教育職員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める世田谷区教育委員会規則を含む。第14条において同じ。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号 （派遣職員の復帰時における処遇） 第５条　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）（幼稚園教育職員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める世田谷区教育委員会規則を含む。第14条において同じ。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。